コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

MEIKO TRANS CO.,LTD.

最終更新日：2015年7月3日
名港海運株式会社
代表取締役社長　藤森利雄
問合せ先：052-661-8135
証券コード：9357
http://www.meiko-trans.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性・透明性・効率性の確保という観点から、株主の皆様の信任に応えるため最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指すとともに、経営環境の変化に俊敏に対応するため、迅速な意思決定を行うことができる経営体制および迅速かつ適切な開示を行うよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	1,574,361	4.76
株式会社名古屋銀行	1,487,172	4.50
株式会社商船三井	1,483,895	4.49
三井住友海上火災保険株式会社	1,038,114	3.14
日本碍子株式会社	1,037,000	3.14
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	959,242	2.90
ビービーエイチ　フオー　フイデリテイ　ロー　プライスド　ストツク　フアンド	954,000	2.89
名港海運投資会	945,872	2.86
株式会社愛知銀行	931,920	2.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	803,791	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	23 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	21 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤羽　昇	他の会社の出身者								△			
清水順三	他の会社の出身者								△	△		

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤羽　昇	○	赤羽昇氏は、当社の取引先である株式会社ノリタケカンパニーリミテドの顧問を務めており、現在当社は同社と通常の商取引をしております。	赤羽昇氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、当社の社外取締役として、経営全般に対し的確な提言をいただいております。 なお、同氏は左記のとおり当社の取引先である株式会社ノリタケカンパニーリミテドの顧問を務めておりますが、取引の額および性質に照らして、独立性に影響はないものと判断しております。
清水順三	○	清水順三氏は、当社の取引先である豊田通商株式会社の相談役を務めており、現在当社は同社と通常の商取引をしております。 また、当社と豊田通商株式会社は社外役員の相互就任の関係にあります。	清水順三氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、当社の社外取締役として、経営全般に対し的確な提言をいただいております。 なお、同氏は左記のとおり当社の取引先である豊田通商株式会社の相談役を務めておりますが、取引の額および性質に照らして、独立性に影響はないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

四半期、期末の決算毎の監査又はレビューのほか、情報開示等の問題について適宜意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大杉　誠	他の会社の出身者										○	○		
宮崎一彦	他の会社の出身者										○			
末安堅二	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大杉　誠	○	大杉誠氏は、当社の取引先である中部資材株式会社の代表取締役社長を務めており、現在当社は同社と通常の商取引をしております。 また、当社と中部資材株式会社は社外役員の相互就任の関係にあります。	大杉誠氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、当社の社外監査役として、経営全般に対し的確な提言をいただいております。 なお、同氏は左記のとおり当社の取引先である中部資材株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、取引の額および性質に照らして、独立性に影響はないものと判断しております。
宮崎一彦	○	宮崎一彦氏は、当社の取引先である三協株式会社の代表取締役社長を務めており、現在当社は同社と通常の商取引をしております。	宮崎一彦氏は、長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、当社の社外監査役として、経営全般に対し的確な提言をいただいております。 なお、同氏は左記のとおり当社の取引先である三協株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、取引の額および性質に照らして、独立性に影響はないものと判断しております。
末安堅二	○	末安堅二氏は、平成23年6月まで株式会社中京銀行の経営に携わっており、現在当社は同行と通常の商取引をしております。	末安堅二氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と見識を有しており、経営全般に対し的確な提言をいただけるものと考えております。 なお、同氏は、株式会社中京銀行の経営者を平成23年6月に退任していることおよび当社における同行の持株比率ならびに借入金残高等に照らして、独立性に影響はないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特に理由はございません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を開示　総額637,488千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、企業価値向上に資することを原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。
取締役の報酬については定額とし、その支給水準については当該年度の基本方針のもと、常勤・非常勤の別、取締役としての職務の内容を考慮して、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

自社のみならず業界に関する情報等を、取締役会の議題に限定せず担当セクションを通じて適時提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役制度を採用しております。就任している取締役は21名、うち社外取締役2名は客観的立場から助言・指導を受けており、また、監査役は4名、うち社外監査役3名は客観的立場から助言・提言を受けており、監査体制の強化を図っております。
1. 業務執行
法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督する機関として位置づける取締役会を毎月1回以上開催するほか、意思決定を円滑に行うために、当社主要役員および当社グループ会社社長によるグループ経営会議を、原則月1回開催しております。なお、両会には常勤監査役も出席し、適正なガバナンスの観点から意見の表明を行っております。
2. 監督・監査
当社の監査は、有限責任監査法人トーマツが担当しており、有限責任監査法人トーマツの担当業務執行役員には第92期（平成27年3月期）で、1名が5年間、もう1名が4年間監査をお願いしております。
3. 指名
代表取締役が案を作成し、グループ経営会議での審議の後、取締役会に付議し、討議の上で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は、社外監査役を含む監査役機能の充実により経営の健全化の維持・強化を図る一方、当社グループの事業に精通した取締役が各役割を遂行し、緊密な意思疎通と迅速・合理的な判断を念頭に取締役会を行うことで、経営効率の向上を図っております。また、株主の皆様の信任に応えるため最適なコーポレート・ガバナンスの整備・構築を目指すとともに、経営環境の変化に機敏に対応するため、迅速な意思決定を行うことができる経営体制および迅速かつ適切な開示を行うことを目指しております。当社はそれを実現するため、以上のような体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	名古屋証券取引所のIR懇談会に出席するとともに、自社ホームページにIR情報を掲載し、決算関係および株式関係などの情報を適時開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	投資家の皆様への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家の皆様の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	従来、南部事業所、四日市支店、九州支店と事業所毎に取得しておりました環境規格であるISO14001の認証を、平成19年3月に本社を含めた9箇所の事業所で取得し、全社的に環境改善活動を推進しております。 また、物流センター屋上を利用した太陽光発電事業を、平成25年度より開始しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	自社ホームページにて最新情報を適時お知らせしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 会社の基本方針
当社グループは、以下の「経営理念」および「行動規範」の基本姿勢を掲げ、事業活動を行っています。

「経営理念」
当社グループは、事業活動を営むことにより、適正な利潤の確保と会社の安定、確実な成長をはかり、顧客、株主、協力事業者および従業員に報いることを「経営理念」としています。
併せて、当社グループの利益のみにとらわれず、地域社会の発展を常に視野におき、広く経済社会における物流事業の公共的使命を認識し、サービスの向上に努めております。

「行動規範」
・私たちは、名港グループ社員としての誇りと責任を持ち、国際社会の一員として法令を遵守することはもちろん、社会規範や社内諸規程を守り、常に社会的良識を備えた行動に努めます。
・私たちは、企業の発展を目指すと同時に、地域社会の発展にも貢献し、良き企業市民として社会との交流に努めます。
・私たちは、顧客に安心・信頼・満足を得られるようなサービスの提供に努めます。
・私たちは、株主や顧客はもとより、社会からも正しい理解と評価を得るために企業情報を公正に開示し、一方、職務上知り得た情報の管理を徹底することに努めます。
・私たちは、一人ひとりの人格と価値観を尊重し、あらゆる差別の根絶に努めます。
・私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、全社一体となって毅然とした対応に努めます。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社グループの役員および従業員（以下、「社員等」という）に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアル遵守のもとに、社員等が法令・定款などに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図っております。
・万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整えております。
・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、且つコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、全従業員に対して必要に応じ適時研修などを実施し、それらを通じて、企業倫理ヘルプライン運営規程および企業ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底を図っております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令および当社社内規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行います。
・職務執行情報をデータベース化し、当該各文書などの存否および保存状況を検索可能とする体制を構築しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の基礎として、危機管理対応マニュアルおよびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、内部統制室長を委員長とする調査委員会および顧問弁護士などを含むアドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築しております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役の業務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守しております。
・日常の職務執行に際しては、職務権限、業務分担を明確にし、権限の委譲が行われ、職務の執行の効率化を図っております。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、これに基づき、重要な意思決定においては当社の事前の承認または報告を行うとともに、各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するなど、適切な子会社管理を行っております。
・子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、グループ経営会議を開催し、審議しております。
・監査役は、業務および財産状況の調査において、必要に応じて子会社からの報告を求めるとともに子会社に赴き調査を行っております。
・内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、当社グループにおける業務の適正の確保に努めております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員の配置を求めたときは、会社は従業員から監査役補助者を任命するものとします。当該従業員の評価は監査役が行い、その他の人事に関する事項は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は取締役会、グループ経営会議に出席し、取締役の業務執行状況の報告を受けております。
・会計監査、業務監査などの内部監査結果は内部統制室から速やかに監査役に報告する体制を構築しております。
・取締役および従業員は監査役の要請に応じて必要な情報提供を行っております。
・監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができるものとします。
・監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用または債務を負担するものとします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めます。
・監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社とグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、内部統制の基本計画を定め、整備および運用状況を定期的・継続的に評価する体制を構築しております。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制
・当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めており、社員等への周知徹底を図っております。
・当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連帯して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めており、全ての社員等への周知徹底を図っております。
・当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

株主重視および安定株主の確保を図るため、株主配当金の増配、継続的安定配当に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会では、経営環境の変化に対応するため、経営状況を把握し、投資計画などの重要な経営課題についての方針決定しております。更に、監査法人にも会社法および金融商品取引法に基づく監査またはレビューのほか、適時開示等の問題について適宜アドバイスを受けております。また顧問弁護士には法律上の判断が必要な際には随時確認するなど、業務の適法性および妥当性などのアドバイス、チェック受けております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保・強化に努め、公正で透明度の高い経営の実行を目指しております。

